

事前準備は済んでいますか

控除に関する手続き

医療費控除

令和3年1月～12月に支払った医療費などが10万円（所得200万円未満の場合）は所得の5%を超えた場合、超えた分を医療費控除として申告できます。※対象となる医療費の詳細は札幌東税務署へお問い合わせを。

なお、申告に必要な医療費控除の明細書は、必ず来場前に作成してください。領収書の提出では受け付けできません。事前準備していない場合、会場で作成してもらうため時間がかる場合があります。※他の控除の合計額が所得金額を上回っている方は、還付される所得税額は変わりませんが、住民税額が減額になる場合があります。

【医療費は還付されません】

医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算すること、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

【詳細】市民税課 ☎ 381-1012

空き家の譲渡所得

特別控除特例

相続した空き家や、相続した空き家を取り壊した後の土地を譲り渡した際に、確定申告で「被相続人居住用家屋等確認書」を添付することで、空き家の譲渡所得特別控除特例の対象となり、相続した空き家や土地を譲って得た所得から3千万円まで控除される場合があります。

「被相続人居住用家屋等確認書」の発行は、江別市役所1階資産税課8番窓口で行っています。無料。

※市民会館では申告を受け付けできません。札幌東税務署で申告してください。

【詳細】資産税課 ☎ 381-1404

要介護認定を受けている方の

障害者控除

基準日（令和3年12月31日時点）に、左記の要件を満たしている場合は、「障害者控除対象者認定書」を申告の際に添付することで、障害者控除の対象になります。

「障害者控除対象者認定書」の発行は、江別市役所西棟1階介護保険課14番窓口で行っています。無料。

【要件】
●65歳以上で要支援2または要介護1～5の認定を受けている方

【詳細】
介護保険課審査相談係

☎ 381-1067

住宅改修工事による

固定資産税（家屋）減額制度

家屋の住宅改修を行い、左記の要件を満たした場合、固定資産税が減額されます。

※令和3年中に完了した工事については、令和4年度分の税額が減額となります。

※対象となる工事内容、必要書類及び減額適用期間は制度によって異なります。事前にお問い合わせください。

【詳細】資産税課 ☎ 381-1404

対象工事

※いずれも費用（自己負担額）が50万円超の工事が対象

1. 耐震改修

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、耐震改修工事で現行の耐震基準に適合していると証明された家屋。

2. バリアフリー改修

新築された日から10年以上経過した住宅で65歳以上の方または障がい者などが居住する一定のバリアフリー改修工事をした家屋。

3. 省エネ改修

平成20年1月1日以前に建てられた住宅で、窓の改修を含む改修工事が、現行の省エネ基準に適合していると証明された家屋。

申込期限
3月31日(木)まで

※原則、工事完了後3か月以内に申告書と必要書類を提出してください



確定申告 Q&A よくある質問



◀国税庁HPは
こちらから

国税庁のホームページでは確定申告時期に問い合わせの多い質問と一般的な回答、申告の際に誤りの多い事例を掲載しています。申告の参考にしてください。

札幌東税務署からのお知らせ

(詳細) 札幌東税務署 ☎ 897-6111

申告書にはマイナンバーの記載を

マイナンバーを記載した申告書を提出するときは、申告者の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です（控除対象配偶者、扶養親族などは不要）。

PC・スマートフォンで確定申告ができます

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書などを作成し、e-Tax 送信または印刷し郵送で提出できます。

e-Tax での手続きがより便利に

● マイナンバーカードを利用する方法

マイナポータルまたは e-Tax ホームページからログインするだけで、申告書などのデータが送信できます。

● ID・パスワードによる方法

税務署で本人確認のうえ発行される「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載された ID・パスワードを使うことで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から e-Tax による送信ができます。

不動産収入を申告する際は 固定資産課税明細書のご利用を

税務署で不動産収入を申告する際は、固定資産課税明細書をご利用ください。

各家屋および土地ごとの相当税額を記載した課税明細書は、昨年5月に発送した「固定資産税・都市計画税納税通知書」に添付しています。

(詳細) 資産税課 ☎ 381-1404

年金から差し引かれている 介護・後期高齢者医療保険料の記入にご注意を

「公的年金等の源泉徴収票」に記載された保険料額と昨年6月に市から送付した「保険料額決定通知書」に記載した保険料額は積算期間がそれぞれ異なるため一致しない場合があります。

申告の際は「公的年金等の源泉徴収票」に記載の保険料額を記入してください。

(詳細) 医療助成課 ☎ 381-1403

上場株式等の配当所得および譲渡所得

所得税と異なる課税方法を選択し、市民税・道民税の申告不要制度を選択する場合、確定申告書の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部申告不要欄」にチェックしていただければ、市民税・道民税の申告書の提出は必要ありません。一部のみ申告不要とする場合は、従来どおり市民税・道民税の申告書の提出が必要です。

(詳細) 市民税課 ☎ 381-1012

軽自動車税の税率

区分	税率（年税額）			
	登録年月（*）		登録年月（*） から13年経過 【経年重課税率】	
	H27年3月以前 ＜旧税率＞	H27年4月以降 ＜現行税率＞		
3輪（660cc以下）	3,100円	3,900円	4,600円	
4輪以上 乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
4輪以上 貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

(*) 登録年月はその車が初めて車両番号の指定を受けた年月です。車検証の「初度検査年月」の欄をご確認ください。

(詳細) 市民税課税制係

☎ 381-1012

初めて車のナンバー指定（車両番号指定）を受けてから13年を経過した軽4輪自動車などは「経年重課税率」が課されます。税率は表のとおりです。

令和4年度は登録年月が
平成21年3月以前
の軽自動車対象です。



軽自動車税の税率
13年経過した軽自動車は割増に